令和８年８月24日
防災地域建設委員会資料
地域振興部地域政策課

令和８年熊本地震に係る島根県の対応状況

１．被災者生活支援金

令和８年熊本地震で被災された方が、被災地から避難して島根県内に居住される場合に、当面の生活費を支給し生活再建を支援

（１）支援金の名称

令和８年熊本地震被災者生活支援金

（２）支援金の主な内容

次の要件を満たす者に対し、１世帯あたり３０万円（単身世帯は１５万円）を支給

① 従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受け、居住できなくなり、被災地から島根県に避難した者

② 県内での居住を開始した日から１か月以上の期間、島根県内の賃貸借住宅（公営住宅、民間賃貸借住宅等）に居住する者

（３）受付開始日

令和８年８月１２日（水）

（４）予　算　額

２，５５０千円（１０世帯程度を想定）

２．居住に関する相談窓口の設置

今回の地震で被災された方からの被災者生活支援金の支給申請手続きや、住まい等に関する相談に応じるための窓口を設置

（１）設置年月日

令和８年８月１２日（水）

（２）設 置 場 所

地域振興部地域政策課内

３．救援物資の輸送

島根県との「緊急・救援輸送等に関する協定」に基づき、被災地への救援物資等輸送について、（公社）島根県トラック協会に委託

（１）予 算 額

３，７００千円（１０台程度を想定）